

船橋市青少年育成会事業費補助金交付に関する基準

船橋市教育委員会 生涯学習部 青少年課

1. 趣旨

この基準は、船橋市青少年育成会事業費補助金交付要綱第3条（補助対象経費）に関し、公正公明かつ円滑な事務の遂行のため、必要な事項を定める。

2. 補助対象経費となる費目の範囲

船橋市青少年育成会事業費補助金交付要綱別表1に掲げる費目の範囲については以下に例示する。

※船橋市青少年育成会事業報告書（第4号様式）に記載された事業、かつ、市が交付要綱第2条に掲げる事業と認めたものに要した経費に限る。事業を実施せずに物品等の配布のみを目的に購入したものについては対象外。

（1）報償費

- ・講演会などの講師、お祭り等で依頼する出演者への謝礼
- ・ラジオ体操などで子ども達を指導してくれる人への謝礼
- ・バス研修などでの運転手への謝礼
- ・事業に係る買い出し等で車を出してくれた人への謝礼(ガソリン代相当分)
- ・事業で使用する場所を提供してくれた人への謝礼

※謝礼とは現金、金券(図書カード、クオカード、商品券など)、菓子折など。

（2）消耗品費

- ・文房具類(鉛筆、マジックペン、画用紙、ノート、コピー紙など)
- ・雑貨類(ゴミ袋、紙皿、タワシなど)
- ・食材料(もち米、調味料、野菜など)
- ・運動用具(ボール類、スポーツ用品など)
- ・救急薬品(絆創膏、消毒薬など)
- ・玩具類(花火、けん玉、コマ、トランプなどのカードゲームなど)
- ・食料(お祭りのスイカ割り用のスイカ、運動会のパン食い競争用のパン、事業参加者に配布するお菓子など)

※金券(図書カード、クオカード、商品券など)は対象外。

※育成会スタッフのための飲料、お弁当、お菓子類は事業に関わる場合であっても対象外。

(3) 原材料費

- ・ イベント工作物を作成する上で必要な材料費
- ・ 屋台を作る際のベニヤ、垂木など
- ・ 花壇を作る際のレンガや土など

(4) 印刷製本費

- ・ イベントチラシ、ポスター等印刷、コピー代など
- ・ 写真の現像代

※総会資料作成に要した経費は対象外。青少年育成会の運営そのものについては交付要綱第2条に掲げる事業とは認められないため。

(5) 通信費

- ・ 連絡用の切手、ハガキの購入費など

※本補助金申請等に係る通信費は対象外。

(6) 保険料

- ・ 行事等の開催時にかかる損害賠償保険、スポーツ保険など

(7) 交通費

- ・ レンタルバス等利用した場合の高速道路代、駐車場代など。
- ・ 事業実施に必要な買い出し等に係る交通費。

※本補助金申請等に係る交通費は対象外。

(8) 使用料

- ・ 施設使用料(公民館等)、施設入場料(ボウリング場、動物園等)、バス借上げ、備品(カラオケ機器、杵、臼)レンタル代、クリーニング代、検便等の検査費用など。

※必要以上の期間(1ヶ月~1年)に亘るレンタル料は対象外。

3. その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。